内閣衆質二〇八第一一一号

令和四年六月二十一日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄

衆 議院議長 細 田 博 之殿

衆議院議員井坂信彦君提出日本製民生部品が他国で軍事転用されていることに関する質問に対し、 別紙答

弁書を送付する。

衆議院議員井坂信彦君提出日本製民生部品が他国で軍事転用されていることに関する質問に対する答

弁書

一について

お尋ねの 「どのように把握しているか」については、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、

お答えすることは差し控えたいが、 「海外で日本製の民生部品が軍事転用されている」 状況があることは

認識している。

一について

御指摘 \mathcal{O} 「海外において勝手に軍事転用された場合」及び「その国」の具体的に意味するところが明ら

かではないため、 お尋ねについてお答えすることは困難であるが、 輸出貿易管理令 (昭和二十四年政令第

三百七十八号)別表第一に定める貨物の輸出が国際的な平和及び安全の維持を妨げることのないよう、 厳

格に輸出管理を実施していく考えである。

三について

お尋ねの 「体制」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、 国際情勢の変化や技術革新

の進展を踏まえながら安全保障に係る輸出管理を厳格に運用するために、例えば、ワッセナー・アレンジ

メントを始めとする国際的な枠組みにおける最新の議論を踏まえ、必要に応じて関係法令の整備を行って

いるところである。

四及び五について

するところが必ずしも明らかではないが、 御指摘 \mathcal{O} 「軍事転用可能な民生品が海外に流出する前に、 防衛省・自衛隊としての要求性能を満たす装備品 国内の民生部品を確認する」の具体的に意味 \mathcal{O} 調達を最新

の情報に基づき適切に実施していくために、 「民生品等の活用のためのガイドライン」 (平成十八年三月

収集を行うとともに、 三十一日付け防管装第三二七八号防衛事務次官通達別添) 必要に応じて国外の民生品の調達を行っているところである。 を踏まえつつ、 国内外の民生品についての情報

六について

御指摘 \mathcal{O} 「防衛戦略」 の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、 我が国を防衛するため

に、 お尋ね . (7) 「海外で使用されている日本製の民生部品」について、必要に応じて情報収集を行っている

ところである。